~業務管理体制の整備に関する届出の概要~

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国・県又は市に届出を行う ことが義務付けられていますので、届出を済ませていない事業者は速やかに届出書を提 出してください。

また、既に届出を済ませている事業者については、下記1~4をご確認いただき、事業所等の数の増減により規模区分が変更になった場合や、法令遵守責任者が変更になった場合など、届出事項に変更があった場合は遅滞なく届出てください。

全ての事業所等が静岡市内に所在する事業者については、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に確認検査を実施しています。業務管理体制の整備は、法令遵守責任者の氏名等を届出することが目的ではなく、法令遵守責任者を中心に事業者自身が法令等遵守の強化、改善に向けて取組みを行うことが目的です。確認検査での指摘事項を下記5に記載してありますので、再度事業者の業務管理体制の整備についてご確認ください。

〈制度改正に係る留意事項〉

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成30年3月31日をもって、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。これにより、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定がなくなったことで事業所等の数が変更になり、規模区分が変更になっている場合がありますので、適切に届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制の内容(法 第 115 条の 32、則 第 140 条の 39) 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数 (以下「事業所等」)に応じ定められています。

区 分	小規模	中規模	大規模	
事業所等の数	1以上20未満	20 以上 100 未満	100 以上	
			業務執行の状況の監査	
業務管理体制			を定期的に実施	
の整備の内容		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備	
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	

(注1) 事業所等の数

- ・ 介護予防及び介護予防支援事業所を含みます。(例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を行っている事業所等の数は、「2」となります。)
- みなし事業所は除いてください。
- ・ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いて ください。
- (注2) 法令遵守責任者:法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
- (注3) 法令遵守規程:業務が法令に適合することを確保するための規程

2 届出書に記載すべき事項(法 第115条の32、則 第140条の40)

	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	事業者の	
	・名称又は氏名	ムイの声楽者
	・主たる事務所の所在地 全ての事業者	
	・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(法 第115条の32、則 第140条の40)

業務管理体制に係る届出書の届出先は、各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。地方厚生局の管轄区域等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

	区 分	届出先	
1	事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	
2	事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下	主たる事務所が所在	
	の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	する都道府県知事	
3	すべての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事	
4	すべての事業所等が同一指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長	
5	すべての事業所等が同一中核市の区域に所在する事業者	中核市の長	
6	地域密着型サービス(予防を含む)のみを行う事業者であっ	市町村の長	
	て、事業所等が同一の市町村内に所在する事業者		

4 届出に必要な様式(法 第115条の32、則 第140条の40)

事業者は、下記の届出が必要になった場合には、遅滞なく3に記載の届出先の行政機関に 届出てください。

届出が必要となる事由		様式	
1	業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (法 第115条の32第2項)	様式第52号の8 (静岡市介護保険条例等施行規則 第54条の8 第1項)	
2	事業所等の指定等により事業展開地域が変 更し届出先区分の変更が生じた場合 (法 第115条の32第4項)	様式第 52 号の 8 (静岡市介護保険条例等施行規則 第 54 条の 8 第 1 項)	
3	届出事項に変更があった場合 (法 第115条の32第3項)	様式第 52 号の 9 (静岡市介護保険条例等施行規則 第 54 条の 8 第 2 項)	

- (注1) 上記2の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
- (注2) 上記3の届出は、事業所等の数に変更が生じても整備する業務管理体制が変更されない場合は、変更の届出は必要ありません。

5 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった事業者に対して、下記の検査を実施します。

(1)検査の種類

① 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的に実施します。基本的には書面検査で行うこととしています。

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

- ・業務管理体制(法令等遵守)の方針(考え)及びその周知状況
- ・法令遵守責任者の役割及び業務内容、その周知状況
- ・法令等遵守の具体的な運用状況
- ・業務管理体制の評価・改善活動の状況等
- イ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ウ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容 ※イは中規模及び大規模事業者、ウは大規模事業者が対象

② 特別検査

指定介護サービス事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。 ア 業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証

イ 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

(2) 検査実施機関

3の届出書の届出先と同じです。

(3) 一般検査における指摘事項

- ・「業務管理体制に係る届出事項の変更届出書(様式第52号の9)」が未提出である。 (主たる事務所の所在地や法人の代表者等の変更があった際、事業所の変更届は提出されていても、業務管理体制の変更届が未提出の事業者が見られました。)
- ・法令等遵守の方針(考え)が十分に記載できない、方針を職員等に周知していない。
- ・法令遵守責任者の役割及び業務内容が定められていない、職員等に周知していない。
- ・法令等遵守のマニュアルは整備されているが、実際の運用状況と一致していない。

参考:

・法令遵守責任者(法令を遵守するための体制の確保に係る責任者) について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

・法令遵守規程(業務が法令に適合することを確保するための規程)について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しなくても差し支えありません。

・業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の 規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)が法及び 法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合に は、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができま す。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。